

浜松市難病患者等ホームヘルパー養成研修兼難病研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技術を有するホームヘルパーなどの養成にかかる研修について定めるものとする。

(受講対象者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までにホームヘルパー2級課程の研修を修了している者
- (2) 介護福祉士
- (3) 居宅介護支援事業所で介護支援専門員として介護サービス計画(ケアプラン)の策定に携わっている者
- (4) その他、難病患者対策事業に関わる者で、市長が必要と認めた者

(実施方法)

第3条 別紙1の研修過程により実施するものとする。

(修了証書の交付等)

第4条 浜松市長は、難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者(以下「修了者」という)に対し、修了証書(別紙2)及び携帯用修了証明書(別紙3)を交付するものとする。

2 修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し管理するものとする。

(研修会参加費用)

第5条 研修会開催費用のうち、教材等の係る実費相当分については、参加者が負担するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

研修過程

課程

課程	研修対象者	時間
難病基礎課程	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、ホームヘルパー 2 級課程研修の修了者 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 	4 時間

カリキュラム

教材名	目的	内容
(1) 難病に関する行政施策 (1 時間)		
ア．難病の保健・医療・福祉制度 (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の保健・医療・福祉制度のサービスの種類、内容、役割について深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の保健・医療・福祉の背景と動向 ・難病の保健・医療・福祉の制度とサービス種類、内容、役割の理解
(2) 難病に関する基礎知識 (3 時間)		
ア．難病の基礎知識 (2 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病に関する正しい基礎知識を理解することによって、患者に対する偏見を除く ・業務において直面する頻度の高い難病を医学的に理解する ・実践的視点で利用者の状態像を把握し、在宅生活援助に役立つ知識を中心に学習する ・援助の基本的方向性を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病について正しい概念 ・パーキンソン病、全身性エリテマトーデス等患者数の多い疾患
イ．難病患者の心理及び家族の理解 (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者に対する心理に対する理解を深め、心理的援助の在り方について把握する。 ・難病患者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の生活行動と心理 ・難病患者の人間関係及び患者とのコミュニケーション ・難病患者への心理的援助の実際 ・難病患者の家族のストレス ・難病患者の家族とのコミュニケーションと援助

修了証書

氏名

生年月日

年

月

日

あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修基礎課程兼浜松市が実施した難病研修を修了したことを証します。

年 月 日

浜松市長

第 号

修了証明書（携帯用）

氏 名

生年月日

上記の者は、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修基礎課程 兼浜松市が実施した難病研修を修了したことを証します。

年 月 日

浜松市長